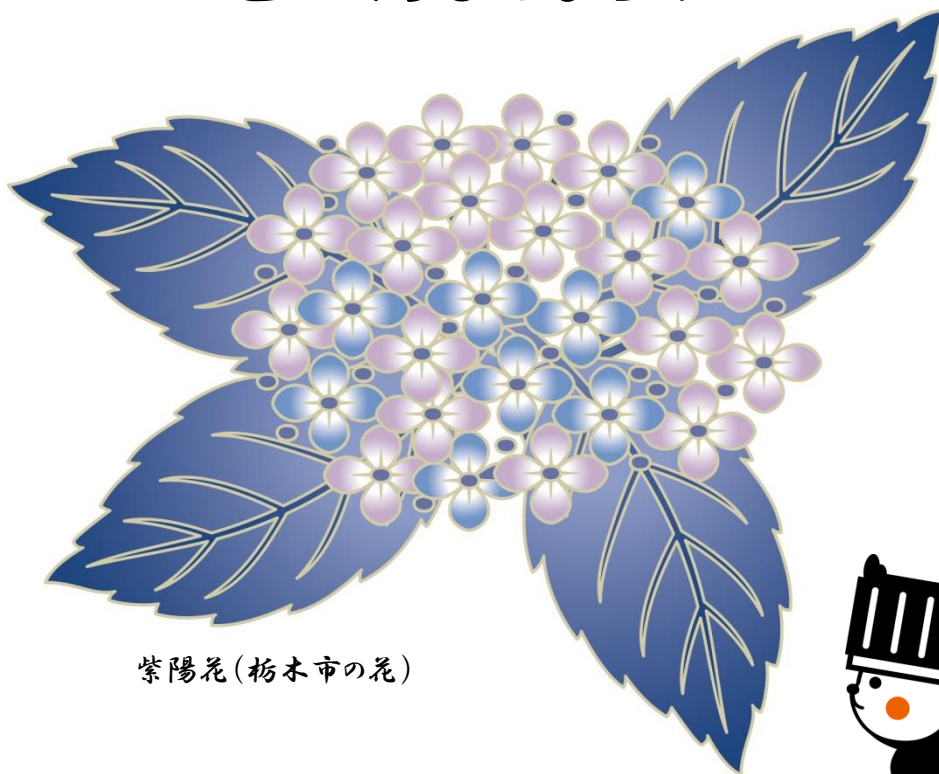


# 栃木市コミュニティ・スクール 運営マニュアル (改訂版)

‘地域とともにある学校’  
をつくりましょう！



紫陽花(栃木市の花)



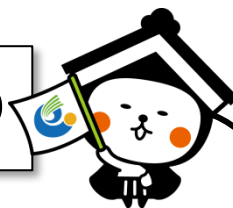
栃木市教育委員会

平成29年8月

(一部改訂 令和3年3月)



## 「運営マニュアル」作成にあたり



栃木市では、平成 29 年度より市内公立小中学校全 44 校に「学校運営協議会」を設置し、「栃木市コミュニティ・スクール」を導入します。

この「運営マニュアル」は、各小中学校における「学校運営協議会」の設置及び運営が、円滑に進むために作成したものです。

学校運営協議会事務局担当の学校職員や学校運営協議会委員の方々が、本マニュアルを参考に積極的に活動され、‘地域とともにある学校’づくりを進めて頂ければ幸いです。

本マニュアルの主な内容としては、第Ⅰ章には「栃木市コミュニティ・スクール」の基本的な考え方が、第Ⅱ章には、「栃木市コミュニティ・スクール」を進めるうえでの具体的な留意点等が記載されています。

なお、本マニュアルについて、ご不明な点等があった場合には、栃木市教育委員会事務局教育部教育総務課までお問い合わせください。

よろしくお願いいたします。

栃木市教育委員会事務局教育部教育総務課

☎ 0282-21-2467



## 目次

はじめに	4
<b>I 栃木市コミュニティ・スクールの概要</b>	
1 栃木市コミュニティ・スクールの趣旨	5
2 栃木市コミュニティ・スクールの特徴	6
(1) 学校運営協議会の権限・機能	
(2) 組織作りにおける3つの特徴	
① 学校評議員制度から「コミュニティ・スクール」へ	
② とちぎ未来アシストネットを基盤とした「コミュニティ・スクール」	
③ 小中一貫教育を支える「コミュニティ・スクール」	
(3) 栃木市コミュニティ・スクール導入までの過程（関連事業との連携）	
<b>II 栃木市コミュニティ・スクールの運営</b>	
1 学校運営協議会の年間の流れ	9
2 学校運営協議会委員の推薦及び委嘱	10
(1) 委員の定数	
(2) 委員の選出区分	
(3) 委員の任期	
3 会長及び副会長の選出	15
4 学校運営協議会における基本方針の承認	17
5 学校運営協議会における教育活動への意見の申出	20
6 学校運営協議会における学校・家庭・地域の連携促進	22
7 学校評価・守秘義務・情報公開等について	23
<b>III コミュニティ・スクールと小中一貫教育</b>	26
<b>IV 関連提出書様式</b>	28
<b>V 栃木市立小中学校運営協議会規則</b>	30
<b>VI 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第47条の5）</b>	33

## Q&A 質問内容・掲載ページ一覧

テーマ	内 容 (見出し)	ページ
委員の選出について	Q1 委員は少なくても何人いれば？	10
	Q2 委員にはどのような人がいいか？	11
	Q3 委員にふさわしい人を探すのが難しい・・・	12
	Q4 委員を‘あて職’にする方法は？	12
	Q5 同一校に地域コーディネーターが複数いる場合は？	13
	Q6 保護者や地域住民、地域コーディネーター以外の委員とは？	13
	Q7 「再任を妨げない」とありますが、具体的な理由は？	14
会長・副会長について	Q8 協議会の会長にふさわしい人は？	15
	Q9 協議会の会長・副会長は、いつ、どのように定めれば？	16
	Q10 協議会の会長・副会長は、具体的にどのようなことをすれば？	16
基本方針への承認について	Q11 導入1年目における「基本方針への承認」は、必ず行わなければならない？	18
	Q12 「基本方針への承認」は、年度末に行ってもいいのでは？	18
	Q13 「基本方針への承認」は、どう行えばいいですか？	19
	Q14 承認が得られない場合はどうすればいいですか？	19
教育委員会への意見について	Q15 教育委員会への意見について、提出時期または期間はありますか？	21
とちぎ未来アシストネットについて	Q16 「とちぎ未来アシストネット」について、どのように協議していけばいいですか？	22
情報の公開について	Q17 協議内容を学校だよりやホームページに掲載する場合の配慮は？	24
その他	Q18 学校運営協議会になったことを実感するためには？	25
小中一貫教育について	Q19 (小中一貫教育)「地域ぐるみで目指す子どもを定める」について	27
	Q20 小中一貫教育とコミュニティ・スクールを進めるうえで、それぞれの学校運営協議会の連携は？	27

## はじめに

平成 18 年の教育基本法の改正において、第 3 条に「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。（生涯学習の理念）」第 13 条に「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）」と明記されました。このことを受け、現在、全国的には‘生涯学習を基盤とした知の循環型社会の構築’や‘学校・家庭・地域の連携協力の推進’等が謳われています。

平成 27 年の中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」では、こうした動向を踏まえ、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた学習指導要領の改訂とともに、‘地域とともにある学校’をつくる仕組みであるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入を更に進めることを提唱しています。

本市においては、平成 24 年度より学校支援地域本部事業に繋がる「とちぎ未来アシストネット」を推進して、生涯学習の振興及び学校・家庭・地域の連携・協働を図ることで、「学校における教育活動の充実」「社会教育における成果の活用の充実」「家庭教育支援の環境の充実」「地域コミュニティの再構築・地域の絆づくり」等を進めています。

この教育システム「とちぎ未来アシストネット」によって構築されてきた学校と地域のパートナーシップを基盤に、平成 29 年度からコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を全公立小中学校に導入することで、学校・家庭・地域の更なる連携協働体制の強化や地域が支える子供たちの学び（小中一貫教育）の推進を目指します。

### ※「コミュニティ・スクール」の名称について

「コミュニティ・スクール」の名称は、法令上の正式名称ではありません。  
「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第 47 条の 5（巻末資料参照）に示されている「学校運営協議会」が設置された学校の通称として、「コミュニティ・スクール」という言葉が用いられ、また同時に学校運営協議会制度そのものも「コミュニティ・スクール」と呼ばれています。

## I 栃木市コミュニティ・スクールの概要

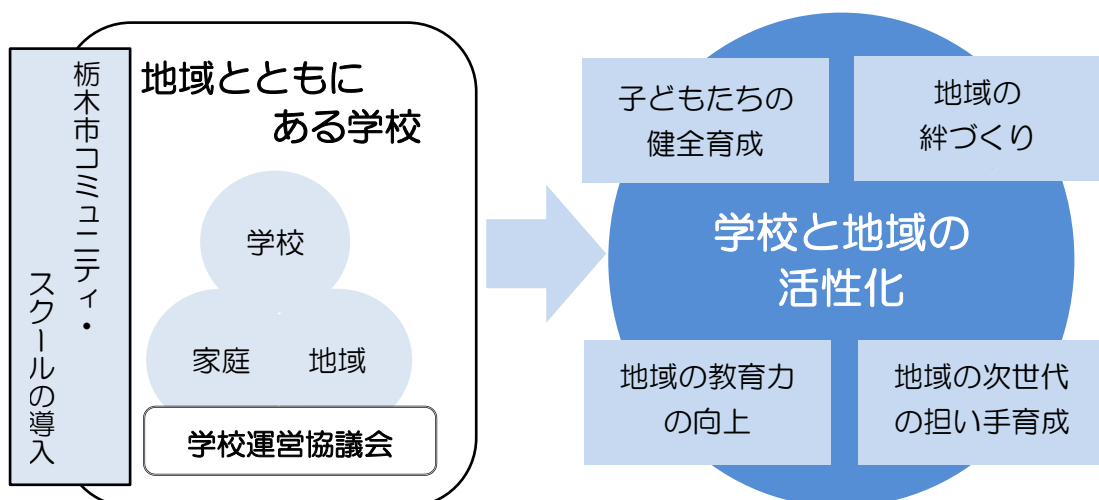
本市におけるコミュニティ・スクールの導入については、これまで学校・家庭・地域の連携・協働を図ってきたアシストネットを基盤にすることで、‘栃木市ならではの’の推進が望めます。その期待感も込め、本市におけるコミュニティ・スクールを「栃木市コミュニティ・スクール」と呼ぶこととします。

### 1 栃木市コミュニティ・スクールの趣旨

とちぎ未来アシストネットによって構築されてきた学校と家庭・地域のパートナーシップを連携・協働という形で更に醸成させるために、学校は「地域に開かれた学校」から一歩前進し、‘地域でどのような子どもたちを育てるのか（目指す子ども像）、またそのためにはどのような課題を解決しなければならないのか’という目標やビジョンを学校と保護者や地域住民が共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」に転換しなければなりません。

栃木市コミュニティ・スクールは、家庭・地域のそれぞれの立場の人たちが合議制の機関である学校運営協議会を通して、学校運営に当事者意識を持って参画することによって「地域とともにある学校」に転換させる仕組みです。

この仕組みの導入により、子どもたちの健全育成を確保するとともに、そこに関わる大人の学びの充実、つまり‘地域の教育力の向上’も促し、ひいては地域の絆を強め、地域の次世代の担い手を育てていくことにもつながり、学校と地域の活性化を図ることが期待できます。



## 2 栃木市コミュニティ・スクールの特徴

### (1) 学校運営協議会の権限・機能

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第 47 条の5の規定に、学校運営協議会の権限や機能として、必須である「校長の作成する学校運営に関する基本方針の承認」等が記されています。

栃木市コミュニティ・スクールではこの規定に沿いつつも「教職員の任用に関すること」を除いたり、「本市ならでは」としてとちぎ未来アシストネットに関連する事項を加えたりしています。

国 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」 第 47 条の5

- ①校長が作成する学校運営の基本方針の承認をすること（必須）
- ②学校運営について、教育委員会または校長に意見を述べるができること
- ③教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べるができること



市 「栃木市立小中学校運営協議会規則」 第 4 条 第 5 条 第 6 条

- ①校長が作成する学校運営の基本方針の承認をすること
- ②学校運営について、教育委員会または校長に意見を述べるができること
- ③学校・家庭・地域の連携が促進されるように協議すること

※ 栃木市コミュニティ・スクールでは、国でいう学校運営協議会の権限・機能のうち「教職員の任用に関すること」を当分の間除くことにしました。

全国的な実態として、この権限・機能に対して「人事を混乱させる」「教職員への個人的な批判に繋がる」等のマイナス要素を危惧する傾向が見られます。本来は、「実現しようとする教育目標・内容等に適した教職員の配置を求める」という学校運営にとって大切な観点を意識したものであり、国は誤解された解釈の改善に力を入れているところです。

本市としては、市内全公立小中学校への一斉導入を行うことから少しの不安要素も避けるという考え方で、この権限・機能を教育委員会規則に含めないこととしました。

ただしこの点については、今後の検討事項とします。



## (2) 組織作りにおける3つの特徴

### ①学校評議員制度から「コミュニティ・スクール」へ

これまでの学校評議員制度では、評議員一人一人が個別に校長に意見を述べる仕組みでした。学校運営協議会制度では、学校運営について校長を含めた委員の合議制による協議を行うことで、保護者や地域住民の当事者意識が増し、学校・家庭・地域の一体性が高まります。

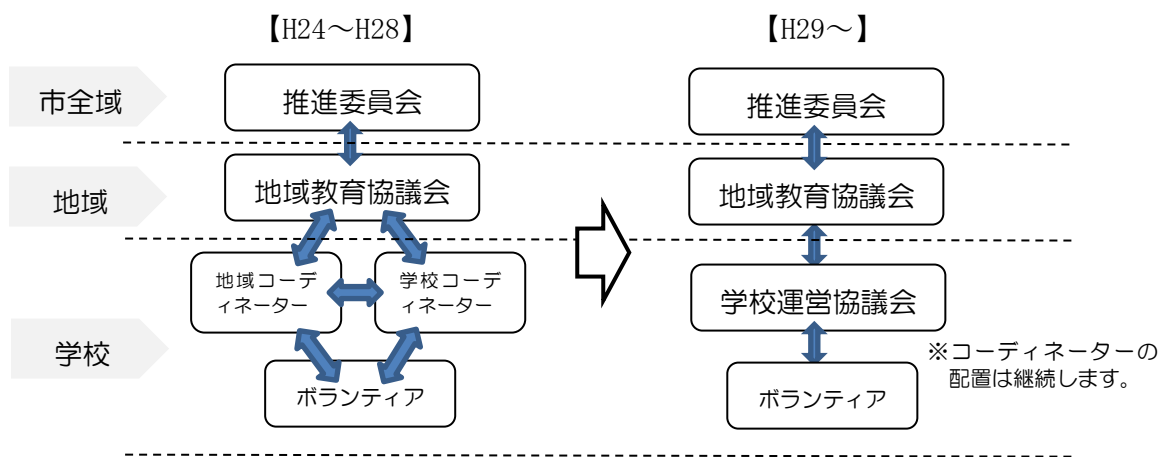
さらに、とちぎ未来アシストネットの中核を担う地域コーディネーターが委員に加わることにより、学校と地域が連携協働して行う活動について効果的な協議が行えます。

### ②とちぎ未来アシストネットを基盤とした「コミュニティ・スクール」

栃木市コミュニティ・スクールにおける学校運営協議会は、とちぎ未来アシストネットの活用により構築された学校・家庭・地域の連携を、更に進めるために、各小中学校単位に置かれる推進組織となります。

現状、とちぎ未来アシストネットでは「推進委員会（市対象）」「地域教育協議会（地域・中学校区対象）」「地域・学校コーディネーター（各学校対象）」により各段階での推進体制を確立していました。

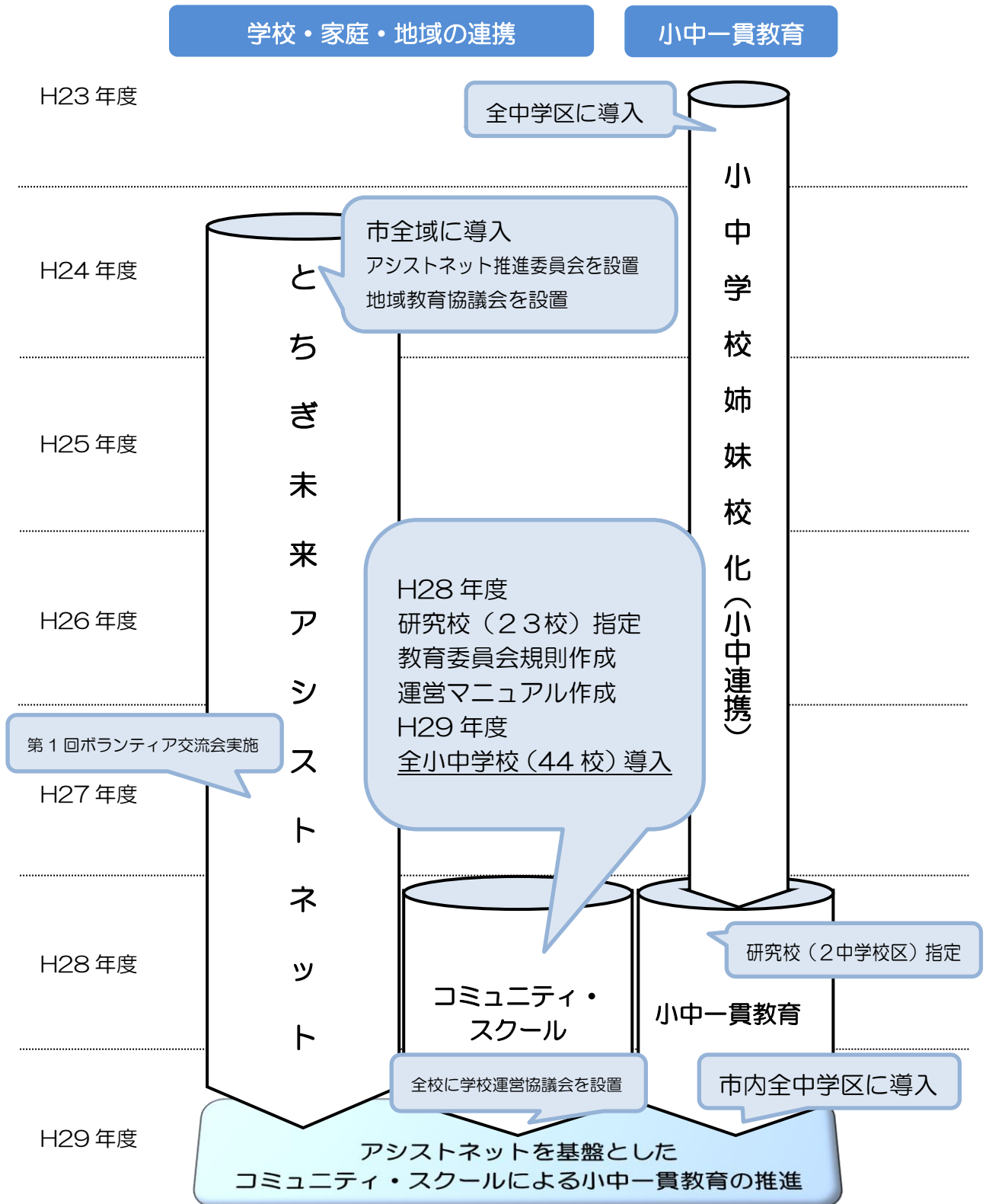
この組織的な推進体制に「学校運営協議会（各学校）」が加わり、‘全市’‘各地域・中学校区’‘各学校’がとちぎ未来アシストネットを基盤に繋がることとなります。



### ③小中一貫教育を支える「コミュニティ・スクール」

同一中学校区内にある小中学校の学校運営協議会を繋ぐことにより、それぞれの中学校区における学校・家庭・地域の連携協働の組織化が図られます。これにより、保護者や地域住民と教職員が一体となり、地域ぐるみで義務教育9年間の学びを組織的・継続的に支える環境が整備されます。

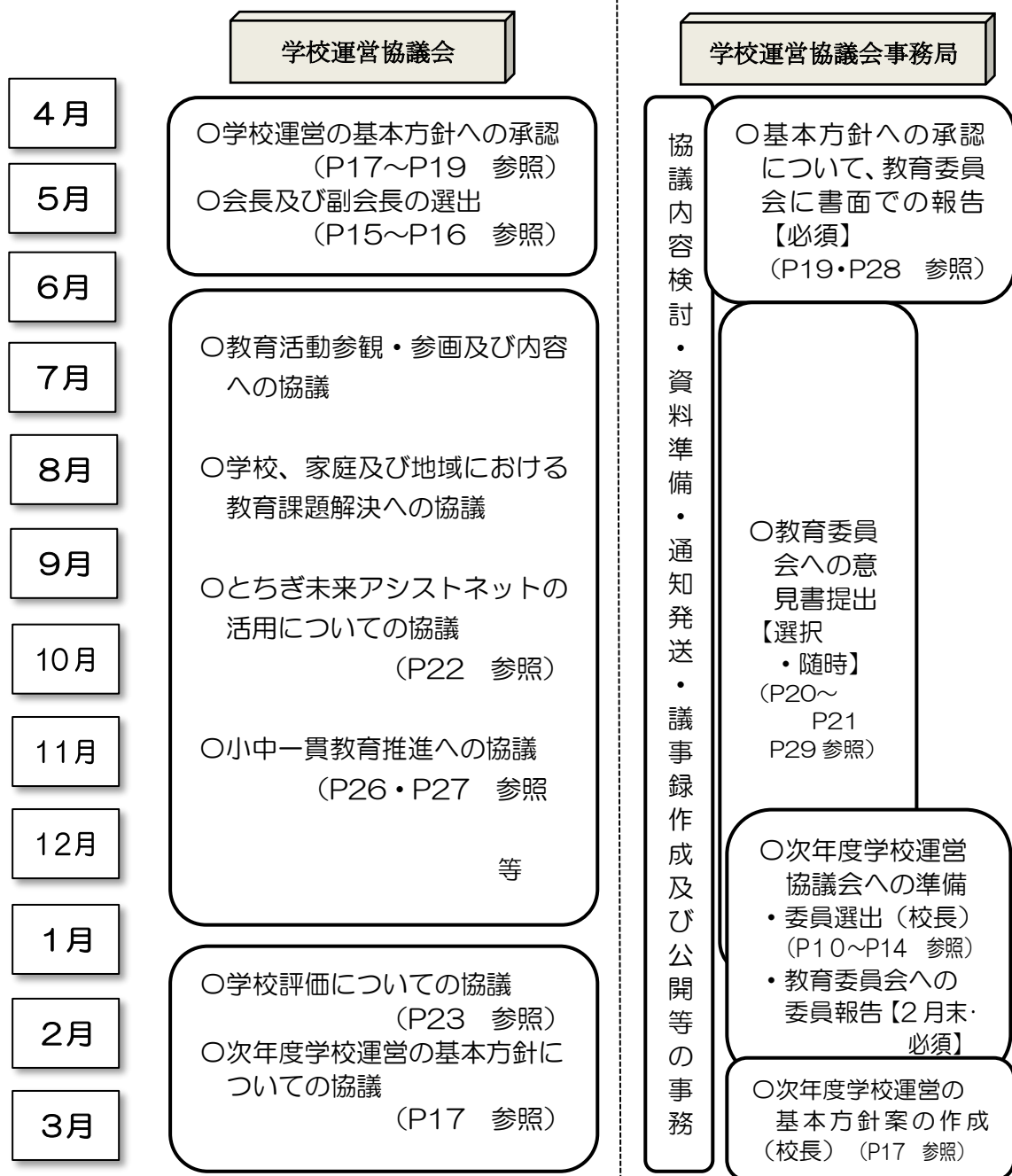
(3) 栃木市コミュニティ・スクール導入までの過程（関連事業との連携）



## Ⅱ 栃木市コミュニティ・スクールの運営

平成 29 年 4 月より本市では、市内全小中学校にコミュニティ・スクールを導入します。ここでは、その運営の核となる「学校運営協議会」の年間の流れを示すとともに、構成委員の選出から会の進め方、また「学校運営協議会」で話し合われたことを如何に学校運営や教育活動に繋げたらよいか等の具体的な内容について記載します。

### 1 学校運営協議会の年間の流れ



## 2 学校運営協議会委員の推薦及び委嘱

この項から「8 その他（学校評価・守秘義務等について）」までは、栃木市コミュニティ・スクールの運営について具体的な内容を記述しています。なお、実践の際における詳細な留意点を‘Q&A方式’にて紹介していますので、ご参考にしてください。

### (1) 委員の定数

協議会は、9人以内の委員をもって組織する。

(栃木市立小中学校運営協議会規則 第9条より)

学校評議員については、本市では最大定員8人の規定があります。学校評議員制度からコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)への円滑な移行を図ることから、学校評議員の最大定員に校長分を加えた「9人以内」にしました。

Q1

最大定員は9人だけど、少なくとも何人ぐらいの委員さんがいればいいですか？



A1



それぞれの学校の状況があるので、「〇人以上」という規定は設けませんでした。

ただし、充実した話し合いを行うためには、保護者代表と地域代表それぞれ2人程度を含めた6人以上が望ましいと考えています。

## (2) 委員の選出区分

協議会の委員は、指定学校の校長の他に、次に掲げる者のうちから校長の推薦により教育委員会が委嘱する。

- (1) 対象学校の児童又は生徒の保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の地域コーディネーター
- (4) 前3号に掲げる者のほか教育委員会が適当と認める者

(栃木市立小中学校運営協議会規則 第9条より)

栃木市コミュニティ・スクールの趣旨(前述参照)に照らし、学校運営協議会の委員構成には、保護者と地域住民の代表者が不可欠です。

また本市の場合は、これまでとちぎ未来アシストネットの推進として、学校と地域の架け橋的役割を担ってきた地域コーディネーターを委員とすることで、より実践的な活動ができるようにしています。

### Q2

委員は、校長が推薦することになっていますが、保護者や地域住民の中から、委員を選出する場合、どのような人を選べばいいですか？



### A2

コミュニティ・スクールは、保護者や地域住民が学校運営に参画することが大きな特徴となっています。そのことから、委員には学校の教育活動に対する日頃からの関心が大切になります。また共に活動できる協調性や行動力も必要となります。

例えば、次のような人が委員としてふさわしいと思います。

- これまで学校の教育活動に積極的に参加した人
- 子どもたちとの関わりに熱心で行動的な人
- 協調性があり、話し合ったことをもとに建設的な考えが持てる人
- 社会貢献活動や地域イベントに進んで参加している人



Q3

委員にふさわしい人を探ることが難しい  
気がします。心配です・・・



A3

学校運営協議会の委員としての資質を備えた人材  
を最初から探そうとすると難しいと思います。

それぞれの学校・地域には、これまで学校評議員を  
務めた人がいらっしゃいます。また、PTA 活動に熱  
心な人（会長や本部役員経験者）やおやじの会、アシ  
ストネットのボランティアとして学校支援に積極的  
な人、地域の社会教育団体の人などもいらっしゃいま  
す。

まず、そうした人材になっていただき、資質向上を  
図っていくこと、つまり‘育てる’ことも大切と考え  
ます。

なお、公民館は、地域の社会教育団体等の情報につ  
いて詳しいので、相談してみたらいかがでしょうか。



Q4

自治会長さんや特定の社会教育団体の長  
など、‘あて職’にする方法は有効ですか？



A4

‘あて職’を用いれば、選出が長期的に安定で  
きるという利点があります。

ただし、委員は学校運営への参画という大切な  
役割を担うので、人物本位で選ばないと充実した  
協議や活動に繋がらないこともあります。また、  
‘あて職’という意識が浸透すると、委員自身の  
判断で「次は〇〇さん」と引き継いでしまい、‘校  
長の推薦’という意味がなくなってしまいます。

役職や立場は、委員選出の大切な判断材料とな  
りますが、‘あて職’の考え方はあまり望ましく  
ありません。





### Q5

同一校に地域コーディネーターが2人以上配置されている場合は、委員の選出はどうすればよいですか？



### A5



学校運営協議会委員の選出区分における地域コーディネーターについて、人数の定めはありません。複数配置されている学校では、全員の選出か代表者1人の選出かの判断は、推薦者である校長の判断に委ねられます。

### Q6

「保護者や地域住民、地域コーディネーターのほか、教育委員会が適当と認める者」という規定には、どのような人が当てはまりますか？



### A6



保護者、地域住民、地域コーディネーターのいずれにも当てはまらないけど、学校運営及び教育活動について有益な考えを持ち、ともに行動できる人を校長が推薦する場合に、この規定が当てはまります。

例えば、大学の先生や元教職員等の有識者、卒業生（地元在住でない）、地元民間企業関係者などが考えられます。

ただし、あくまで委員に求めるものは当事者意識であり、当該校との関係が希薄な人はふさわしくありません。

### (3) 委員の任期

**委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。**

(栃木市立小中学校運営協議会規則 第10条よ)

地域と学校がともにつくるコミュニティ・スクールでは、その核となる学校運営協議会の実働性（活発な議論、積極的な参画等）が大切です。

複数年の任期にした場合、委員の不適応や組織の停滞化等による実働性の低下が心配されます。そこで任期は1年とすることにしました。

ただ一方で、保護者や地域住民の代表として積極的に活動している委員には、継続していただきたいと考え、再任を妨げないことも明文化しました。

Q7

「再任を妨げない。」とありますが、具体的な理由は？



A7

校長をはじめ学校の職員には定期異動があり、いつまでもその学校に関わることはできません。

それに対し、保護者や地域住民のほとんどの人は、その地域に住み、学校との関わりも長く続きます。学校での充実した教育活動や地域の教育力の向上及び地域活性化等を図るためには、計画的かつ継続的な取組も必要となります。

そのことから、前向きな考えで積極的に活動する委員には、学校や地域のために委員として長く活躍していただきたいと考えます。

ただし、委員の固定からのマンネリ化等の問題に対しては、常に気を配ることが大切です。





### 3 会長及び副会長の選出

協議会に会長1名及び副会長1名を置き、委員の互選により定める。

(栃木市立小中学校運営協議会規則 第12条より)

学校運営協議会を代表する立場として、それぞれの協議会に会長を1名置くことになります。また、会長の補佐役または不在の場合に代理を務める副会長を1名置きます。

Q8

学校運営協議会の会長には、どのような人がふさわしいのでしょうか？

また、当該校の校長が務めることはいかがでしょうか？



A8

会長は、学校運営協議会を代表する立場になりますので、協議会での各委員の意見をまとめるとともに、その内容を対外的に発信しなくてはなりません。そこで、ふさわしい人材としては、

- 学校・家庭・地域のそれぞれの立場について理解でき、連携を進めることができる。
- 話し合いをまとめる等、コーディネートができる。

などが考えられます。

また、選出については、‘委員の中から互選により定める’という規定はありますが、選出区分の指定はありません。

したがって、校長が会長を務めることも可能です。しかし、‘地域とともにつくる学校’という趣旨や‘校長が作成する学校運営の基本方針への承認’という機能から、会長は校長以外の委員から選出されることが望ましいと考えます。



Q9

学校運営協議会の会長・副会長は、いつ、どのように互選して定めればよいでしょうか？



A9



学校運営協議会委員の任期は 1 年です。したがって会長・副会長の選出も毎年行わなければなりません。その年の最初の学校運営協議会で、互選することになります。

なお、その際の取りまとめは、会長・副会長が不在となるため校長が代理として行います。  
(※前年度の会長・副会長が継続する場合には、簡略的な承認決議でかまいません。)

Q10

学校運営協議会の会長・副会長は、具体的にどのようなことをしますか？



A10



会長の職務には、主に次のようなことがあります。

- 学校運営協議会の開催について委員を招集すること。
- ※ 実際には、会長名での開催通知を事務局（学校内に置く：教頭・教務主任等）が発送します。
- 学校運営協議会での協議を進行し、意見をまとめること。
- 教育委員会への意見の申出について、代表者となること。

これら以外に、対外的に当該校の学校運営協議会として意見を述べる場合がある場合には、会長の職務となります。なお、副会長はこれら職務の補佐及び代理を行います。

#### 4 学校運営協議会における基本方針の承認

学校運営協議会の権限・機能である「校長が作成する学校運営の基本方針の承認をすること」について、本市では次のように定めています。

協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。この場合において、協議会は、個々の具体的な権限の行使のあり方及び内容について承認をするものではない。

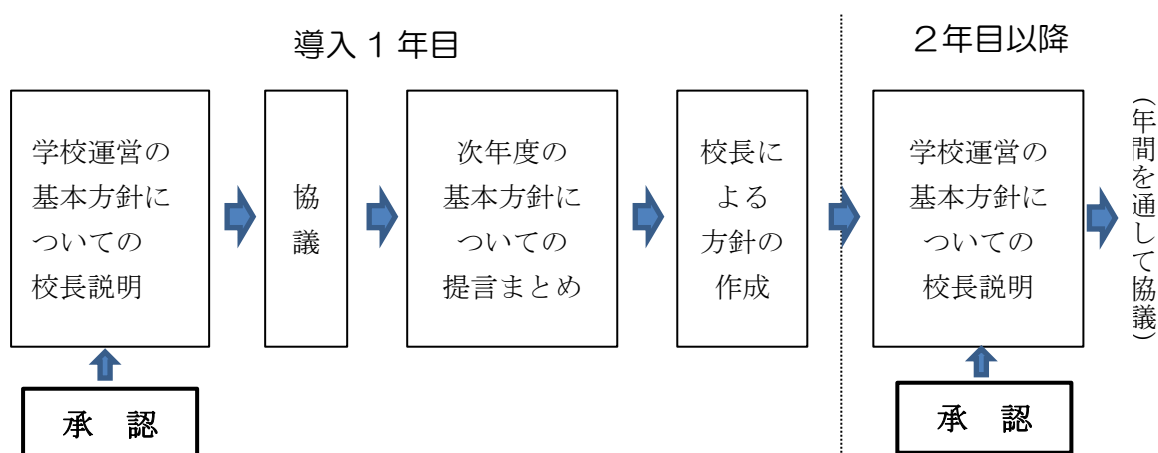
- (1) 教育目標及び学校経営計画に関すること。
- (2) 教育課程の編成に関すること。
- (3) 学校と地域住民等との連携による教育の充実に関すること。
- (4) その他対象学校の校長が必要と認める事項

（栃木市立小中学校運営協議会規則 第4条よ

い）

コミュニティ・スクールが進める保護者・地域住民の学校運営への参画について、その要となるのがこの権限・機能です。

学校運営の基本方針への承認は、1年間の教育活動の円滑化を図るうえで、年度の始めに行うことが望ましいと考えます。一方で、この承認には「十分な協議（熟議）」が基になる必要もあります。そこで、下図に示した流れにすれば、導入2年目以降から保護者や地域住民の意向が反映された学校運営の基本方針となっていきます。



Q11

導入 1 年目における「基本方針への承認」は、必ず行わなければならないのですか？



A11

国のきまりである「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第 47 条の 5）」に、学校運営協議会が必ず行うこと（必須）として、この「校長が作成する学校運営の基本方針の承認をすること」が定められています。つまり、この「基本方針への承認」が行わなければ、学校運営協議会として認められません。

導入 1 年目の承認については、十分な協議の時間的制約がありますが、各小中学校ではその点を踏まえ、校長から委員への説明を丁寧に行い、学校運営協議会での共通認識を深めることが大切となります。



Q12

1 年間の協議を基に「基本方針への承認」を行うとすれば、年度末に行ってもいいのではないですか？



A12

「基本方針への承認」は、年度始めに行うことが適当と考えます。

承認を受けるのは、学校運営の実務者である校長ですが、校長は異動する可能性があります。よって、年度末に承認を受けても、次年度はまた違う校長の下に学校運営が行われる場合があります。



### Q13

学校運営協議会における「基本方針への承認」は、どう行えばよろしいですか？



### A13



「基本方針への承認」は学校運営協議会において、委員の総意のもと、会長が取りまとめて承認を行うこととなります。

具体的には、会長が進行する協議の中で、校長の説明を受けて決議し、承認する形となります。

なおこの承認については、後日教育委員会へ各学校から報告することとなります。

※ 報告書の様式は、別記様式1（P28）を参照

### Q14

学校運営協議会において、承認が得られない場合はどうすればいいですか？



### A14



「基本の方針への承認」が1回の協議で成り立たなかった場合は、議論を尽くし、成案を得るよう努めなければなりませんので、内容についての改善等を図り、再協議を行ってください。なお、承認が得られない期間中においても、学校における教育活動は校長の指示のもと、円滑に進めます。

再協議を重ねても承認が得られない場合には、教育委員会事務局担当までご相談ください。

## 5 学校運営協議会における教育活動への意見の申出

学校運営協議会の権限・機能である「学校運営について、教育委員会または校長に意見を述べるができること」について、本市では次のように定めています。

**協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会  
又は対象学校の校長に対して、意見を述べるができる。**

(栃木市立小中学校運営協議会規則 第5条より)

### (1) 意見を述べることの意義

学校運営協議会が、学校運営に関して協議する機関として設置されるものであることから、基本的な方針の承認にとどまらず、当該学校の運営全般について、広く保護者や地域住民等の意見を反映させるべきと考えます。この観点により意見を申し出ることができる旨を明確にしました。

### (2) 意見の内容

協議会からの意見の内容としては、校長に対しては、教育課程やその実施状況等の具体的な教育活動についてなどが考えられます。また、教育委員会に対しては、学校管理規則の見直しや学校の裁量拡大等の市教育行政の全般に関わる制度や仕組みについてなどが想定されます。

### (3) 校長への申出についての対応及び反映

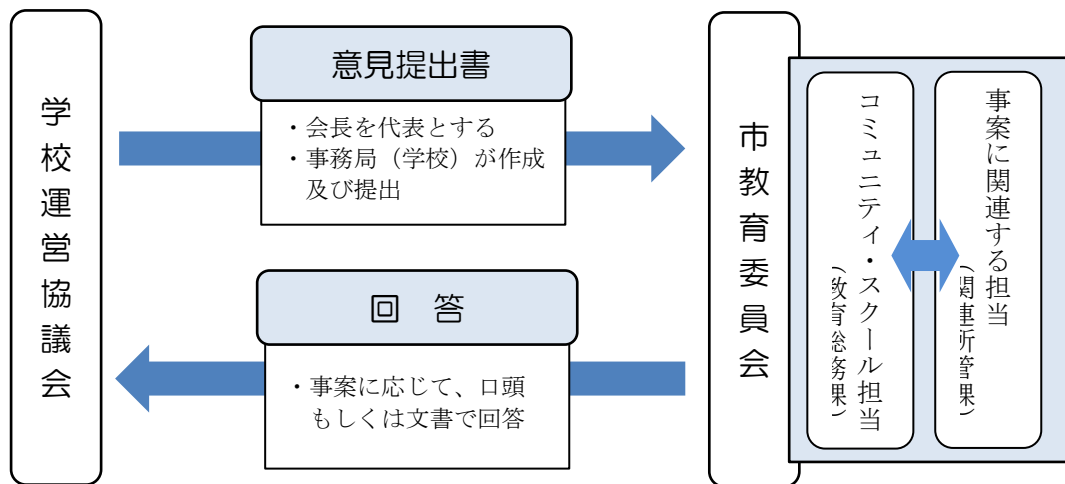
学校の運営及び教育活動についての意見は、学校運営協議会において聴取することになります。なお、この意見の反映については学校側だけに任せず、それぞれに委員の当事者意識によって生かされるようにしていくことが大切です。

### (4) 教育委員会への申出についての対応及び反映

学校運営協議会での協議において、学校単位では解決が難しいと判断される事案が生じた場合は、教育委員会へ当該校学校運営協議会として、書面にて意見の申出を行います。※ 提出書は、別記様式2(P29)を参照。

なお、学校運営協議会より提出された意見については、教育委員会内において対応を協議して、口頭もしくは書面にて、担当より回答を行うとともに解決へ務めます。





教育委員会への申出があった場合の流れ

**Q15**

教育委員会への意見について、提出時期または期間はありますか？



**A15**

意見の提出時期または期間は特に設けません。学校運営協議会において意見がまとまり、各校事務局の意見提出書が作成されましたら、教育委員会事務局（教育総務課）まで電話連絡を行い、提出してください。

なお、回答の形式（口頭もしくは文書）、回答時期については事案内容に応じます。

## 6 学校運営協議会における学校・家庭・地域の連携促進

学校運営協議会の権限・機能である「学校運営協議会における学校・家庭・地域の連携促進」について、本市では次のように定めています。

**協議会は、対象学校の運営について、保護者及び地域住民の理解、協力、参画等が促進されるための協議を行うものとする。**

(栃木市立小中学校運営協議会規則 第6条より)

現在、本市の学校・家庭・地域の連携協働は、教育システム「とちぎ未来アシストネット」を核に進め、各学校においては学校コーディネーター（学校職員）と地域コーディネーター（地域住民）を配置しています。

学校運営協議会を各小中学校に設置することには、これまでの担当者間の連携で進めてきた「とちぎ未来アシストネット」の活用を、組織的な推進に発展させる意図があります。地域コーディネーターが学校運営協議会に委員として加わることもそのためです。

Q16

学校・家庭・地域の連携協働を進める「とちぎ未来アシストネット」について、学校運営協議会では、どのように協議していけばいいですか？



A16

「とちぎ未来アシストネット」は、H24年度より導入され活用も進んでいますが、各地域・学校では課題もあると思われます。また個々の地域コーディネーターにおいても、学校支援ボランティアの確保等の悩みを抱えている場合もあります。

学校運営協議会では、そのような課題や悩みを事務局（学校）または地域コーディネーター自身より議題として提案していただき、その解決を図るための協議を行うことが機能の充実に繋がります。

更に、協議された解決策の実践のため、PTAやおやじの会等の実働的な組織が、学校運営協議会と繋がっていくことで、より大きな成果をあげると考えます。





## 7 学校評価・守秘義務・情報公開等について

学校運営協議会については、これまで説明してきました他にも、権限・機能や委員としての責務があります。

### (1) 学校評価について

**協議会は、学校の運営状況等について毎年度評価を行うものとする。**

(栃木市立小中学校運営協議会規則 第7条より)

本市では、これまで各小中学校の運営や教育活動への評価を、児童生徒・保護者・教職員対象のアンケート調査とその結果をもとにした学校評議員からの意見聴取によって行ってきました。

学校運営協議会は、この学校評議員の評価機能を受け継ぐことになり、毎年度1回以上の評価を行うこととなります。評価の具体的な方法については、学校評議員の場合と同様と考えます。

ただし、学校評議員が学校運営のPDCAサイクルにおけるチェック機能つまり「C…Check（評価）」の部分を担当していたことに対し、学校運営協議会は「P…Plan（計画）」「D…Do（実行）」「C…Check（評価）」「A…Action（改善）」の全てに対して当事者意識を持って参画していくことが望まれます。

### (2) 守秘義務について

**委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。**

(栃木市立小中学校運営協議会規則 第11条より)

保護者や地域住民代表等が学校運営協議会委員として、知り得る情報には、個人情報も含め公にすることが望ましくないものがあります。

職務上知り得たことを外部に漏らさないことを「守秘義務」といいます。学校運営協議会においては、子どもたちに関することも多く話されますので、人権上の配慮からこの「守秘義務」の徹底を強く図りたいと考えます。

### (3) 情報の公開について

協議会の会議は、公開するものとする。ただし、協議会が必要と認められた場合は、非公開とすることができる。

(栃木市立小中学校運営協議会規則 第14条より)

本市における学校運営協議会での協議内容については、原則公開と考えています。

コミュニティ・スクール（地域とともにある学校）の教育は、協議会委員ではない保護者や地域住民とも同じビジョンを進めていくことが大切です。会議の傍聴や協議内容（議事録）の公開は、その考え方によって行っていくことになります。

なお、会議の開催周知や議事録等の情報については各学校の広報紙（学校だより）またはホームページに掲載することも有効かと思えます。

ただし、協議内容によっては個人情報等に関わる場合もあり、非公開とすることも可能です。

Q17

協議内容（議事録）を学校だよりやホームページに掲載する場合に配慮することはありますか？



A17



情報の公開においては、個人情報の流出およびプライバシーの侵害になること、また風評やいじめにつながる等の人権上の問題になることに対して十分配慮してください。また議事録ですが、委員個々の発言についての記載は必要ありません。協議において決まったことを、情報として公開してください。

#### (4) その他

Q18

学校評議員から学校運営協議会に移行して「校長が作成する学校運営の基本方針への承認」等も行いましたが、これまでと変わった実感がありません。どうすればいいですか？



A18

学校運営協議会は、学校・家庭・地域の連携から共に行動する（協働）ことを主旨としています。

そこで、学校や家庭、地域の課題解決を図ることや小中一貫教育を進める行事等の企画及び立案、実施を学校運営協議会が主体となって、行ってみたいかがですか。

何か一つのことが実現できれば、共に行動した充実感を持ち、コミュニティ・スクールのすばらしさを体験できると思います。

なお、このように学校運営協議会の主体性や積極性が高まると、より多くの協議の場が必要となります。年間の開催回数への制限はありませんので、各学校運営協議会の判断で、開催回数を増やすことが望まれます。



子どもたちが

通いたいと思う学校

帰りたいと思う家庭

そして…

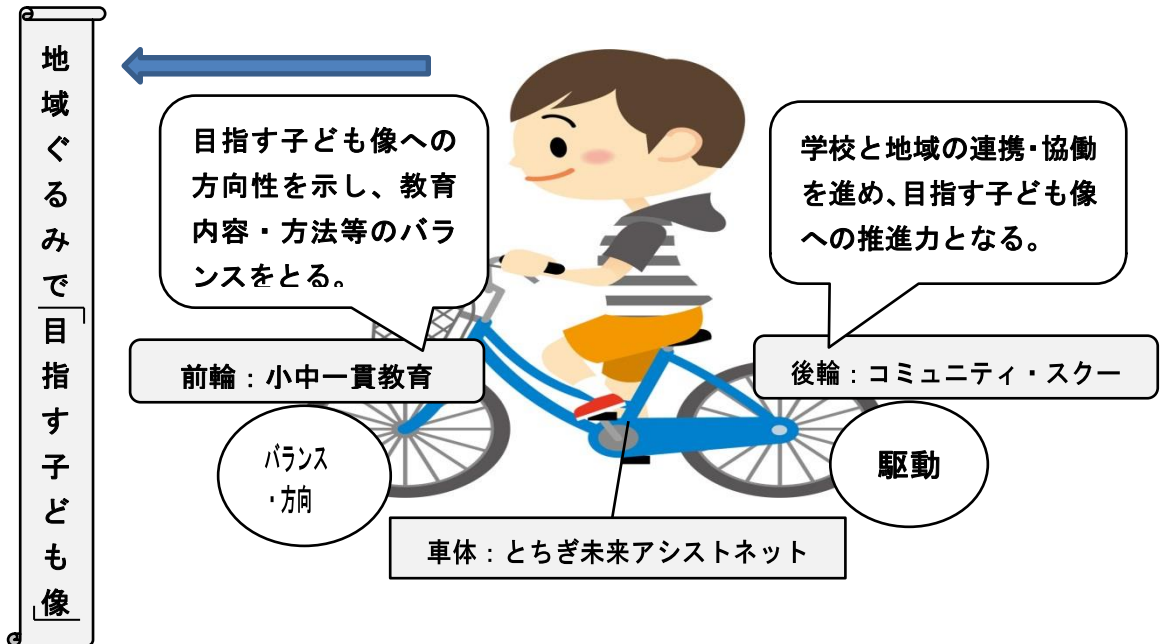
いつまでも住みたいと思う地域

コミュニティ・スクールを核に

みなさんの力でつくりましょう！

### Ⅲ コミュニティ・スクールと小中一貫教育

本市におけるコミュニティ・スクールの設置については、小中一貫教育と組み合わせて推進することになります。下図がその組み合わせをイメージ化したものです。



この図は、コミュニティ・スクールが学校と地域の連携・協働を図る仕組みとして推進力を生み、小中一貫教育がそれぞれの学校・地域の課題解決に向け方向性を定めながら、効果的に（良いバランスで）進めていくことを表しています。

更に、その自転車が目指すゴールは、学校・地域が共有した‘地域ぐるみで「目指す子ども像」’であり、車体は本市が進める学校・家庭・地域の連携協働推進システム「とちぎ未来アシストネット」と考えることもできます。

またこのイメージの具現化を図る方策として、次のような取組があります。

#### コミュニティ・スクールによる小中一貫教育の推進

- ① 地域ぐるみで「目指す子ども像」を定める。
- ② それぞれの学校運営協議会の連携を図る。

### Q19

具体的な進め方の例【①「地域ぐるみで目指す子ども像」を定める。】について、学校運営協議会はどのような役割を果たせばよいのですか？



### A19

現在本市においては、小中一貫教育を進めるうえで各中学校区の小中学校間で目指す子ども像の共有化を図っています。「地域ぐるみで目指す子ども像」を定めるには、更に保護者や地域住民の思いや願いを反映させなければなりません。

学校運営協議会は、この際に学校と保護者・地域住民を繋ぐ役割を担います。具体的には、中学校区内の学校運営協議会の合同会議等を開き、目指す子ども像を定めること、また多くの意見を聴取するための企画を行うことが考えられます。全国では、学校職員と保護者・地域住民を多く集めたワークショップの開催や学区全戸を対象にしたアンケート調査を実施した事例もあります。



### Q20

小中一貫教育とコミュニティ・スクールを進めるうえで、それぞれの学校運営協議会はどのように連携を図ればよいのですか？



### A20

学校運営協議会について、本市としては、現段階において‘1校につき1協議会’と考えています。このことから、小中一貫教育とコミュニティ・スクールの推進を図るためには、それぞれの学校運営協議会の連携を図る会議の設置が必要と考えています。

現在「とちぎ未来アシストネット」推進体制で市内を10エリアに分けて設置されている「地域教育協議会」において、H29年度からは、小中一貫教育に関して協議を行う場合は、14の中学校区（ブロック）のまとめりとして連携を図ります。



## IV 関連提出書様式

○「校長の作成する基本方針への承認」に関する報告書様式

様式1

### 学校運営協議会における 「令和〇〇年度学校運営の基本方針」 承認に関わる報告書

栃木市立〇〇〇学校

令和 年 月 日に開催された学校運営協議会  
において、校長より発議された「令和〇年度学校  
運営の基本方針」を、委員の総意として承認しま  
した。

よって下記の資料を添え、栃木市教育委員会へ  
報告します。

記

- 1 令和〇〇年度学校運営の基本方針
- 2 学校運営協議会 議事録

令和 年 月 日

栃木市立〇〇〇学校運営協議会  
会長 ○○ ○○

※1 添付資料「1 令和〇〇年度学校運営の基本方針」については、学校  
運営協議会において校長による説明で使用したものでかまいません。

※2 添付資料「2 学校運営協議会 議事録」は、承認が行われたことが分  
かるものをご提出ください。

○「教育委員会への意見の申出」に関する意見提出書様式

様式2

意見提出書	
提出日	令和 年 月 日 ( )
提出協議会	〇〇〇学校 学校運営協議会
意見内容	
希望回答形式	口頭 文書
上記内容の意見を栃木市教育委員会へ申し出ます。 栃木市立〇〇〇学校 学校運営協議会 会長 〇〇 〇〇	



## V 栃木市立小中学校運営協議会規則

### 栃木市立小中学校運営協議会規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、栃木市立小学校及び中学校に設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (協議会の目的)

第2条 協議会は、地域住民、保護者その他の学校の運営に資する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）の学校運営への参画並びに地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進し、地域とともにある学校づくりを進めることにより、学校と地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童及び生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。

#### (設置)

第3条 栃木市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を設置する。

#### (学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。この場合において、協議会は、個々の具体的な権限の行使のあり方及び内容について承認をするものではない。

- (1) 教育目標及び学校経営計画に関すること。
- (2) 教育課程の編成に関すること。
- (3) 学校と地域住民等との連携による教育の充実に関すること。
- (4) その他対象学校の校長が必要と認める事項

2 対象学校の校長は、前項の規定により承認を得た基本的な方針に沿って、学校運営を行うものとする。

#### (意見の申出)

第5条 協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は当該対象学校の校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、前項の規定により教育委員会に意見を述べるときは、あらかじめ校長の意見を聴取するものとする。

#### (学校、家庭及び地域の連携促進)

第6条 協議会は、対象学校の運営について、保護者及び地域住民の理解、協力、



参画等が促進されるための協議を行うものとする。

(学校運営等に関する評価)

第7条 協議会は、学校の運営状況等について毎年度評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第8条 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めるものとする。

(1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、地域住民等の理解を深めること。

(2) 対象学校と地域住民等との連携及び協力の推進に資すること。

(組織)

第9条 協議会は、9人以内の委員をもって組織する。

2 協議会の委員は、対象学校の校長のほかに、次に掲げる者のうちから校長の推薦により教育委員会が委嘱する。

(1) 対象学校の児童又は生徒の保護者

(2) 地域住民

(3) 対象学校の地域コーディネーター

(4) 前3号に掲げる者のほか教育委員会が適当と認める者

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務等)

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員の地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用する行為

(2) 協議会又は対象学校の運営に著しく支障を及ぼす行為

(3) その他委員としてふさわしくない行為

(会長及び副会長)

第12条 協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第13条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後、最初の会議は、対象学校の校長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その

意見を聴くことができる。

5 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(会議の公開)

第14条 協議会の会議は、公開するものとする。ただし、協議会が必要と認め  
た場合は、非公開とすることができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第15条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に  
応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによっ  
て対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる  
場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

(委員の解任)

第16条 教育委員会は、委員から辞任の申出があったときのほか、次の各号の  
いずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

(1) 第11条の規定に違反したとき。

(2) 委員が心身の故障のために職務を遂行することができないとき。

(3) その他解任に相当する事由が認められるとき。

2 対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、  
速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第17条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別  
に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。

## VI 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(第 47 条の 5)

### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

#### 第四節 学校運営協議会

第四十七条の五 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

- 2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。
  - 一 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民
  - 二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者
  - 三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
  - 四 その他当該教育委員会が必要と認める者
- 3 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。
- 4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。
- 5 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。
- 6 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

- 7 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。
- 8 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。
- 9 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。
- 10 学校運営協議会の委員の任免の手續及び任期、学校運営協議会の議事の手續その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。



